

京都民事調停協会による

「民事調停セミナー」及び「無料相談会」の開催について

この度、京都市では、京都民事調停協会との共催により、当事者間の紛争の円満な解決を目指す民事調停制度（※）の普及と、市民の皆様の相談機会の拡充を目的として、「民事調停セミナー」と調停委員（弁護士を含む。）による「無料相談会」を以下のとおり開催しますので、お知らせします。

（※）民事調停制度

金銭トラブルや家賃の値上げ、交通事故の賠償など、身近なトラブルでお困りの方に対して、当事者双方から実情を聴き、迅速かつ最も適切な解決を目指す司法制度の一つです。

1 京都民事調停協会による 「民事調停セミナー」

- (1) 日 時 令和5年11月9日（木）午後1時30分～午後2時45分
（受付・開場は、午後1時から）
- (2) 会 場 中京区総合庁舎4階第一研修室
〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地
（地下鉄二条城前駅下車徒歩3分又は市バス堀川御池下車すぐ）
※ 一般来館者用の駐車場はありません。公共交通機関を御利用ください。
- (3) 開催内容 ア 「民事調停はトラブル解決のお手伝い」
講師：京都簡易裁判所職員
- イ 「隣地トラブルQ&A」
講師：弁護士 小田 宏之 氏
- (4) 定 員 先着30名
- (5) 費 用 無料
- (6) 申込方法 申込期間は、令和5年10月19日（木）～令和5年11月2日（木）
参加希望者は、FAX又はホームページの送信フォームから、氏名及び
【申込先】 電話番号を以下の申込先まで御連絡ください。

京都市消費生活総合センター

F A X 075-366-2259 ※送信間違いがないよう御注意ください。

ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000316983.html>

2 京都民事調停協会による「無料相談会」

- (1) 日 時 令和5年11月9日(木) 午後3時～午後5時
(受付時間：午後1時～午後1時30分、午後3時～午後4時30分)
※ 相談時間は、1組当たり30分程度
- (2) 会 場 中京区総合庁舎4階第一研修室
〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地
(地下鉄二条城前駅下車徒歩3分又は市バス堀川御池下車すぐ)
※ 一般来館者用の駐車場はありません。公共交通機関を御利用ください。
- (3) 定 員 12組
- (4) 費 用 無料
- (5) 申込方法 当日受付(先着順。相談会の事前申込みは不要です。)

3 問合せ先

京都市消費生活総合センター

電話 075-366-2250